

政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル） ～会計帳簿の記載要領～

1. 支出項目の区分の分類

- 支出簿には、当該政治団体のすべての支出及び当該支出に係る一定の事項を記載しなければならない。
- 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう（法第4条第5項）。
- 支出については、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の10項目に分類し、それぞれ支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的、金額及び年月日を記載する。
- 政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費（人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）とし、後者を政治活動費（組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費）として分類することとされている。
- 人件費等の各項目の具体的な例は、別添のとおりであるが、支出項目の区分の分類に当たっては、当該支出がどのような目的で行われたかに則して分類するものであること。したがって、支出により得た物品やサービスが外形的に同じ場合であったとしても、その物品やサービスがどのような目的で必要であったかにより分類される項目は異なるものであり、支出項目の区分の分類に当たっては、政治団体の会計責任者等が、どのような目的で支出をしたのかを踏まえて、適切に分類することが求められるものである。
（例）
 - ・ 事務所の維持に必要な活動のために支出したタクシー代 事務所費
 - ・ 政治団体の組織活動のために支出したタクシー代 組織活動費

2. 会計帳簿の記載の方法（政党アンケートの結果より）

- S u i c a や P A S M O を利用する場合、S u i c a 等に現金をチャージした時点で、その分を支出に計上すること。その後、S u i c a 等を利用して乗車券、物品等を購入した時点において、当該購入分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる乗車券相当分」として計上すること。なお、この場合、備考欄に「S u i c a 等による乗車券購入」である旨を記載することが望ましいこと。
- 携帯電話の利用料金やガソリン代等について、政治団体の活動に係るものと私的利用など政治団体の活動以外に係るものが混在する場合、会計帳簿にどのように記載すればよいか。
→政治活動に係るものとそれ以外の活動に係るものを、携帯電話等の利用実態を踏まえてあん分してはどうか。
- クレジットカードにより支出をした場合、支出の時点は以下のいずれの時点とすべきか。
・ クレジットカードを利用した時点
・ クレジットカードの利用金額が口座から引き落とされた時点
- E T C により有料道路の料金を支払った場合、支出の時点は以下のいずれの時点とすべきか。
・ E T C を利用した時点
・ E T C の利用金額が口座から引き落とされた時点
→これらについて、いずれの時点を支出の時点とするかについては、クレジットカード利用の法的性格等を踏まえ総務省で決めることとしてよいか。
- クレジットカードやE T C の支出の時点を利用金額が口座から引き落とされた時点とした場合、引き落とされた全額を1件の支出として記載してよいか。それとも、個々の利用ごとに1件の支出として記載するのか。
- A S K U L 等で様々な物品をまとめて購入した場合、購入した物品が複数の支出項目にわたることもあるが、会計帳簿にどのように記載すればよいか。
→これらのように1枚の領収書等の中に複数の支出項目にわたる支出が含まれている場合には、支出項目ごとに分割して記載することとしてよいか。

別添

項目	省令	分類実例
1 経常経費		
(1) 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事するものを除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。	
(2) 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。	
(3) 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボールペン、鉛筆等の事務用品（都選管） ・パソコンソフト等のうちCD-ROMなどの形のあるもの
(4) 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料 ・顧問料 ・事務用自動車に係る税金や各種保険料 ・パソコンソフト等のうちダウンロードなどして入手したもの ・一括送金している支出の振込手数料
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該団体の日常の活動に要した経費（都選管） ・他団体との交際などに要する経費（都選管） ・慶弔等の経費（都選管） ・政治資金パーティー券の購入費
(2) 選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙時の確認団体の政治活動費等（都選管）

別添

項目	省令	分類実例
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。	
イ 宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の看板等作成費、ホームページ関係費（都選管） ・宣伝用自動車に係る税金や各種保険料
ウ 政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。	講演者への謝礼等（都選管）
エ その他の事業費	上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費をいう。	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行開催費など（都選管）
(4) 調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。	
(5) 寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・政治活動に関する会費（都選管） ・選挙に関して候補者に支出される経費は、(2) 選挙関係費である。（都選管）
(6) その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難被害（質疑集H9） ・パーティー中止に伴う返還金の振込手数料（質疑集H10） ・金銭以外の土地、物品、株式等により寄附を受けた場合（質疑集H10） ・借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類（都選管）
<p>※東京都選管の手引きでは振込手数料の分類については「支出の本体と同一の分類項目に記載」と指示している。</p>		